

福祉生活病院常任委員会資料

(令和7年9月12日)

〔件 名〕

- とっとり犯罪被害者サポート企業の登録について

(くらしの安心推進課)・・・2

生 活 環 境 部

とっとり犯罪被害者サポート企業の登録について

令和7年9月12日
くらしの安心推進課

犯罪被害回復のための休暇制度の導入等に取り組む企業・団体を県が登録する「とっとり犯罪被害者サポート企業」について、令和7年7月31日から募集を開始し、9月2日に鳥取銀行を第1号として登録したので、報告します。

1 とっとり犯罪被害者サポート企業登録制度の概要

犯罪被害者の被害回復のための休暇制度導入等に取り組む企業・団体を県が登録・公表し、犯罪被害にあわれた方の負担軽減と登録推進による犯罪被害者支援のすそ野拡大を目指すための取組

【認定要件】

次の要件の全てを満たす企業・団体

- (1) 犯罪被害者の被害回復のための休暇制度を導入していること、又は今後制度導入することが決定していること。
- (2) 以下のいずれかの取組を行っていること。
 - ア 犯罪被害者の置かれた状況への理解等に関する従業員研修
 - イ 県が行う犯罪被害者支援活動への寄付
 - ウ その他、犯罪被害者支援に関する活動の1年以上の継続的な実施等

2 鳥取銀行の取組概要

(1) 休暇制度導入状況

ア 従業員が育児・介護・健康管理等により休務が必要な場合に使用できる「ウェルネス休暇（R7.3.25創設）」のうち積立休暇の取得事由に、犯罪被害者が対象になることを明記。

区分	ウェルネス休暇の取得事由
特別休暇	不妊治療（月1日）、人間ドック・がん検診受診（年1日）、生理（毎潮1日）、ドナー提供（年12日）
積立休暇	育児休業、不妊治療（月2日以上の場合）、つわり、家族の看護、子のならし保育、家族の介護（7日以上は別途手続き）、健康診断・人間ドック等の再受診、生理、更年期障害による体調不良、 <u>犯罪被害（本人・家族）</u> 、ホルモン治療・性別適合治療等

イ 本人又は家族が犯罪被害を受け、心身の不調により勤務が困難な場合、被害を受けた家族を監護する場合、犯罪捜査への協力等、必要な場合に、積立休暇（最長50日上限）を利用可能。

※積立休暇：2年で消失する有休休暇の残日数を積立てる休暇
勤続年数により上限が異なる（10年未満20日、20年未満30日、20年以上50日）

(2) その他の取組（従業員研修）

ア 休暇制度導入にあたっての社内研修で、犯罪被害者となった場合に陥る状況（捜査への協力や精神的な負担等が生じること）、被害にあわれた時は抱え込まず相談してほしいこと等を伝達。

イ 社内報等を活用し、被害者の置かれる状況等や周囲の関り方の重要性、被害にあった際の相談先（県犯罪被害者総合サポートセンター等）について随時周知を実施予定。

【参考：第6期 犯罪のないまちづくり推進計画（抜粋）】

③ 雇用の安定

犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等の置かれた状況に対する事業者の理解の促進や、犯罪被害者等のニーズに沿った的確な情報の提供を実施します。

■(新) 犯罪被害者休暇制度の普及 犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度について、事業者への周知、導入に向けた働きかけを行うとともに導入する事業者の認定制度等を設けること等により普及を推進します。

目 標 項 目	現 状 値 (令和4年度)	目 標 値 (令和9年度)
犯罪被害者休暇制度の導入企業数	—	10社